

南部町森林整備計画

樹立年月日 平成27年3月27日

計画期間 自 平成27年4月1日
至 平成37年3月31日

鳥 取 県
南 部 町

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
 - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
 - 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

南部町は、鳥取県の西部に位置しており、総面積は11,403haである。町の西部は一級河川である法勝寺川を中心に急峻な山岳地形を有している。また、町の東部には周辺を山々に囲まれた盆地形状の地形を有している。

本町の森林面積は8,535ha（森林率74.8%）であり、すべて民有林であり、そのうち人工林が4,292ha（人工林率50.3%）となっている。町内の森林は、戦後の拡大造林と松くい虫被害跡地造林で造成された森林が多く、森林の公益的機能を守るためにも適正な保育・間伐が必要不可欠となっている。また、松くい虫被害地については、樹種転換等の推進により森林機能の回復を図る必要がある。

近年は林業従事者の高齢化、木材価格の低迷による生産コスト割れなどにより木材生産に対する意欲が減退し、管理が十分でない森林が多くなってきている。これに伴い竹の侵入による林地の荒廃化も顕著となり早急な対策が必要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進することとする。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林
山地災害防止機能 /土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有な森林が生育・生息する河畔林。
木材等生産機能	材木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方を実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能に区分し、それぞれ次のとおり森林整備の推進を図ることにより、望ましい森林の姿に誘導するよう努めるものとする。

森林の区分	森林整備の基本方針
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 /土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備及びその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備及びその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する河畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。</p> <p>施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形にあった機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すものではない。

主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

注) マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材資源の効率的な循環利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽する。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植え込みを行う。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採する。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定める

樹種	仕立方法	期待径級(cm)
スギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
ヒノキ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
マツ	一般材	18
	梁桁材	28

イ 択伐

- (ア) 択伐にあつたては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。
- (イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽によるばあいにあつては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、育成途上にある立木が該当年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、主要樹種について、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、下記のとおり定める。

地区	樹種			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹
全域	20年	25年	20年	25年

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・クヌギ・コナラ・ケヤキ等	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は南部町産業課等に相談の上、適切な樹種を植栽するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立て方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000
	疎仕立て	1,600

定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は南部町産業課等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条等を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。 急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。
植付けの方法	苗木の生長活動盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。 気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付ける。
植栽の時期	春植え 1月初旬から3月下旬 秋植え 10月中旬から12月中旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに林地の荒廃を防止するため、伐採後人工造林によるものについては原則として2年以内とする。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行い対象樹種は、次のとおりとする。

天然更新の対象樹種	アカマツ、クロマツ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ、カエデ類等、高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クロマツ、クリ、クヌギ	「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植などを行い確実な更新が図られるよう努めるものとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

ぼう芽更新に適した立木及び天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床及び地表の状況、病虫害等の被害の発生状況等の観点から、天然更新が期待できない森林について、適確な更新を確保することとする。

なお、人口林については原則として植栽によるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）で定める期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
つる切								←	△	→		←	△	→					
除伐	ヒノキ									←	○	→		←	△	→			
雪起こし		←					△									→			
枝打ち												←		○		→	←		△

注：△は必要に応じて実行する。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び該当区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林であり、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林からなる。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養保安林や干害防止保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の要水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
全域	50年	55年	45年	55年	20年	30年

伐採立木材積

伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に相当する材積に5を乗じて得た材積以下。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や町民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分の高い森林

- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
全域	64年	72年	56年	72年	16年	32年

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

材木の生育に適した森林、林道などの開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。

- (1) 区域の設定

別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林業の方法として、木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

伐採後の更新完了の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと。

南部町森林整備計画に定めるぼう芽更新が可能な伐採方法以外の天然生林にあつては、伐採率70%以下の伐採。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林GISの活用や地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理することにより、町内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあつせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域について、県、市町村、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあつては森林組合との連携、不在村

森林所有者への働きかけを行うこととする。

森林施業共同化重点的実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
(西伯地区) 徳長、掛相、二舛、入蔵、伐株、 福頼、武信、笹畑、八金 常清、大木屋、金山、馬佐良、 鴨部、馬場、絹屋、猪小路、駢 牛、赤谷、道河内、早田、能竹、 賀祥、江原、今長、与一谷 鎌倉、法勝寺	8～15 17～105 107～124	3,966.76ha	1
(会見地区) 浅井、高姫、金田 御内谷、池野、鶴田	215～220 225～237	747.64ha	
計		4,714.4ha	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業方法の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	75以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	15以上	15以上

急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5以上
-----------------	---------------	-----	-----

その他の施業の必要に於いては随時整備する。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

(単位 延長：km、面積：ha、蓄積m³)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5か 年間の計 画箇所	備考
開設	自動車道	林道	八金	金花線	1.2 -1 箇所	128		森林管理道
開設	自動車道	林道	上中谷	行者山	3.4 -1 箇所	1,156	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	東上	二枿	0.9 -1 箇所	114		森林管理道
開設	自動車道	林道	下中谷	あご牛山	0.9 -1 箇所	218		森林管理道
開設	自動車道	林道	池野	二部越(2)	2.5 -1 箇所	332		森林管理道
拡張	改良	林道	東上	鎌倉山	1.0 -1 箇所	1,155		幹線

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設する。

路線名	位置	開設延 長 (km)	利用施業		他の路線との関係			対図 番号	備考
			種類	数量(ha)	名称	種類	箇所		
八子山線	南部町八金	1.0	間伐	25	—	農道	八金地内	①	
八子山2号線	南部町八金	1.0	間伐	18	八子山線	作業道	八金地内	②	
奥山線	南部町東上	0.5	間伐	17	奥山線	作業道	東上地内	③	
絹屋線	南部町絹屋	1.0	間伐	20		町道林	絹屋地内	④	

						道			
境谷山線	南部町上中谷	0.5	間伐	8		林道	上中谷地内	⑤	
大平線	南部町下中谷	0.5	間伐	8		林道	下中谷地内	⑥	

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業及び特用林産物の導入をも視野に入れた複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業就労者の減少及び高齢化の中、生産性の向上・労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形や樹種に対応した機械の導入は重要な課題である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現 状	将 来
伐倒 造材 集材	日野川流域	チェーンソー 林内作業車 グラップル	簡易小型車両系（プロセッサ、小型フォワーダタイプ）
造林 保育等	地 拵	チェーンソー	チェーンソー
	下 刈	刈払機	刈払機
	枝 打	人力、枝打機	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械の促進方策は、下記事項を重点的に推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

- ① 森林組合を中心とした高性能林業機械の導入による森林施業の機械化の推進。
- ② 高性能林業機械のオペレーターの育成するため県の実施する研修会等への積極的参加。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、低迷している。製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の拡大もあまり望めない現状である。木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を行うため法勝寺地区に建設された集成材工場を有効に利用する。

特用林産物のうち本町の特産品の一つであるシイタケについては、徳長、武信地区において生産が積

極的に行われているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。今後については、広葉樹植樹による原木ホダ木の安定的な供給、経営の共同合理化及び品質の向上と共に生産地の拡大を目指し、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。また、自然食品指向に着目し、これまで利用が低かった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法の開発、販路の拡大等今後一層の育成を図ることとする。また、増加しつつある竹材の有効活用を図るために、土壌改良資材、防草資材、家畜飼料、竹炭等としての利用を行うための機材整備や販路の拡大に努める。

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れについても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めて適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害は、県内でも近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、南部町森林等火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域	伐採を促進すべき理由	備 考
<p>(西伯地区) 1林班A～F、2林班ACD、3林班ACDGH、4林班BEF、5林班A～E、6林班BCFG、7林班B～G、8林班BC、10林班E、11林班BDE、12林班AB、13林班AD、14林班C、15林班DF、17林班A～C、18林班A～C、19林班A～G、20林班CEF、21林班AB、23林班H、27林班C、28林班A～D、30林班D、31林班AB、34林班D、35林班AB、52林班ABD、56林班AB、57林班A～C、58林班A、63林班B、69林班B、80林班ADE、81林班A、86林班BD、87林班BC、90林班F、91林班ABE、92林班A～D、93林班F、95林班DF、96林班DE、97林班A～CEFGHI、98林班A～CFG、99林班ABD～F、100林班F、103林班BC、104林班A、105林班C、106林班G、107林班AB、109林班BD、</p> <p>(会見地区) 201林班DF、202林班I～KM、205林班AJKM、206林班B～EIJM～T、207林班ABDGH I、208林班ABF、209林班AHI、210林班H～N、211林班F～I、212林班AB、215林班A～JMNP～S、216林班A～FH～J、217林班A～CEG IJLM、218林班A～D、219林班A～C、220林班A～D、225林班C～H、226林班ABDE、227林班A～G、228林班A～E、229林班ABDE、230林班A～F、231林班AB、232林班BD～J、233林班A～G I～L、234林班A～E、235林班CD、236林班A J</p>	<p>公益的機能の高い健全な松林を松くい虫被害から守るために、周辺の松林の樹種転換を促進する。</p>	<p>伐採方法、伐採後の更新方法、更新期間については個々の地域の実情にあわせ、かつ南部町森林整備計画に適合する方法で行うものとする。</p>

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

【西伯地区】

区域名	林 班	面積 (ha)
福成、境、北方区域	4 林班、5 林班、6 林班、7 林班、20 林班	246.48
清水川、阿賀、倭、法勝寺区域	1 林班、2 林班、3 林班、8 林班、21 林班、22 林班、23 林班	372.62
猪小路区域	17 林班、18 林班、19 林班	162.08
与一谷、西、原区域	9 林班、10 林班、15 林班、16 林班	161.97
絹屋区域	11 林班、12 林班、13 林班、14 林班	172.27
馬場、徳長区域	35 林班、36 林班、37 林班、38 林班、39 林班	159.38
鴨部、能竹区域	31 林班、32 林班、33 林班、34 林班、87 林班	246.49
武信、道河内、伐株区域	40 林班、41 林班、42 林班、43 林班、44 林班、45 林班	311.03
掛相、馬佐良区域	24 林班、25 林班、26 林班、27 林班、28 林班、29 林班、30 林班	376.33
中区域	46 林班、47 林班、48 林班、49 林班、50 林班	239.98
八金区域	51 林班、52 林班、53 林班、54 林班、55 林班、56 林班、57 林班、58 林班、59 林班、60 林班、61 林班	491.69
二柘、常清区域	62 林班、80 林班、81 林班、82 林班、83 林班、84 林班、85 林班	292.78
金山区域	63 林班、64 林班、65 林班、66 林班、67 林班、68 林班、69 林班、70 林班、71 林班、72 林班、73 林班、74 林班、75 林班、76 林班、77 林班、78 林班、79 林班	927.65
下中谷区域	86 林班、88 林班、89 林班、90 林班、91 林班、92 林班、93 林班、94 林班、95 林班、96 林班、97 林班、98 林班、99 林班、100 林班	807.92
上中谷区域	101 林班、102 林班、103 林班、104 林班、105 林班、106 林班、107 林班、108 林班、109 林班、110 林班、111 林班、112 林班、113 林班、114 林班、115 林班	992.55
大木屋区域	116 林班、117 林班、118 林班、119 林班、120 林班、121 林班、122 林班、123 林班、124 林班	611.23

【会見地区】

区域名	林 班	面積 (ha)
諸木、田住区域	1 林班、2 林班、3 林班	101.83
宮前、天萬、寺内、三崎区域	4 林班、5 林班、6 林班、7 林班	185.67
市山、荻名、朝金区域	8 林班、9 林班、10 林班、11 林班、12 林班、13 林班	363.38
高姫、浅井区域	33 林班、34 林班、35 林班、36 林班、37 林班	264.33
金田、井上、御内谷区域	25 林班、26 林班、27 林班、28 林班、29 林班、30 林班、31 林班、32 林班	421.71
池野、鶴田区域	14 林班、15 林班、16 林班、17 林班、18 林班、19 林班、20 林班、21 林班、22 林班、23 林班、24 林班	626.03

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、協同組合リングスへ安定した原木供給体制を整備し、また、協同組合リングスで生産されるJパネルのPR、生産及び流通体制の整備の推進を図り、協同組合リングスを中心とした地域振興を目指す。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、地元住民の森林への関心や理解を高める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける。

森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発展のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

該当なし

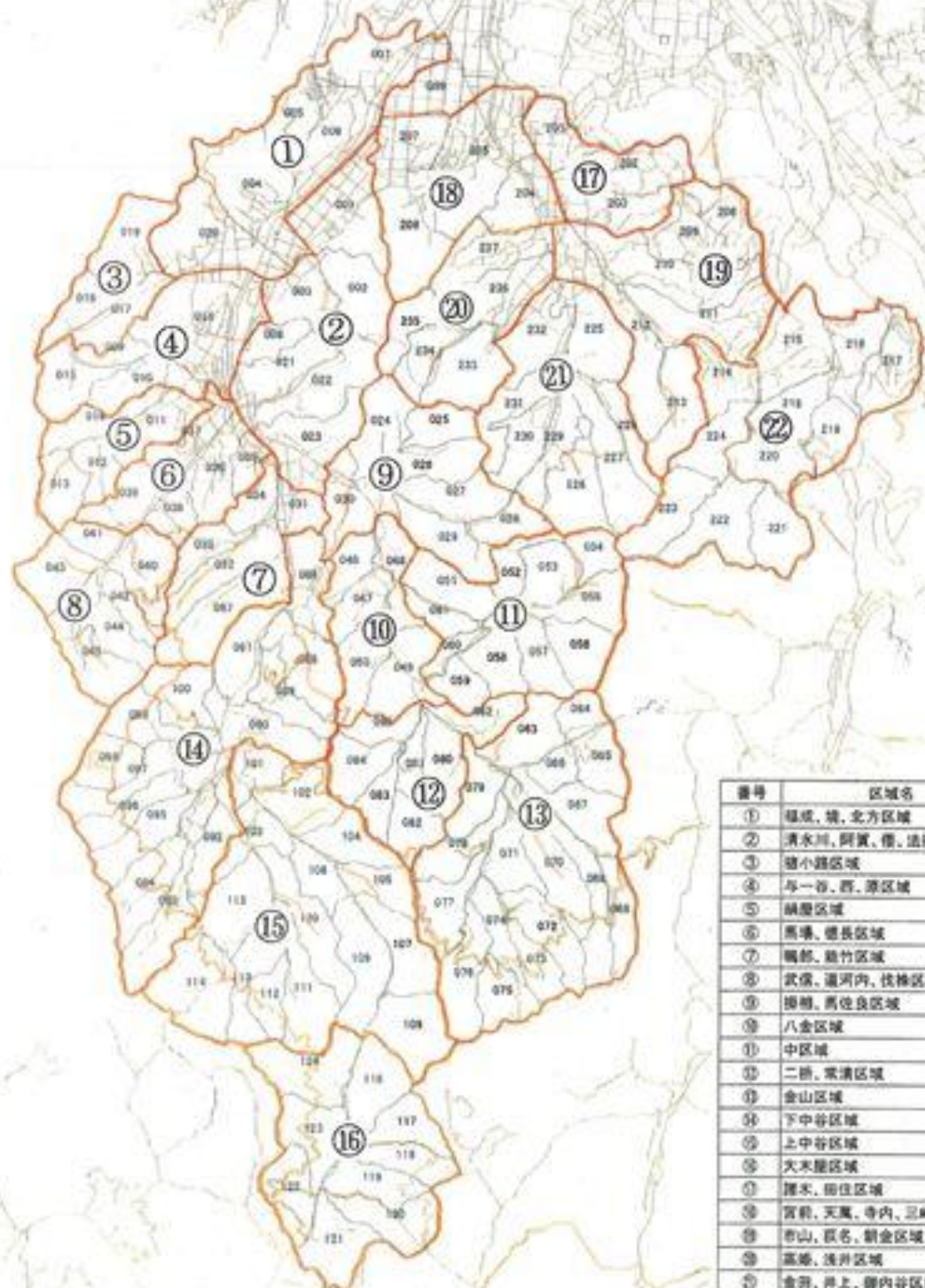
【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(西伯地区) 46林班、47林班、48林班、49林班、51林班、52林班、58林班、60林班、61林班、64林班、65林班、67林班、72林班、73林班、75林班、77林班、78林班、79林班、80林班、85林班、86林班、88林班、89林班、92林班、94林班、96林班、97林班、98林班、101林班、105林班、107林班、109林班、110林班、111林班、112林班、113林班、114林班、116林班、117林班、118林班、121林班、122林班、124林班 (会見地区) 8林班、9林班、10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22林班、23林班、25林班、26林班、28林班、29林班、30林班、32林班、34林班	3,637.0
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(西伯地区) 1林班、2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、8林班、9林班、10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、28林班、29林班、30林班、31林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班A小班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、50林班、53林班、54林班、55林班、56林班、57林班、59林班、62林班、63林班、66林班、68林班、69林班、70林班、71林班、74林班、76林班、81林班、82林班、83林班、84林班、87林班、90林班、91林班、93林班、95林班、99林班、100林班、102林班、103林班、104林班、106林班、108林班、115林班、119林班、120林班、123林班 (会見地区) 1林班、2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、24林班、27林班、31林班、33林班、35林班、36林班、37林班	4846.11
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(西伯地区) 37林班B小班、37林班C小班、63林班 (会見地区) 16林班	110.13
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(西伯地区) 109林班A小班、116林班B小班、116林班C小班、116林班D小班、118林班A小班、120林班A小班、120林班B小班、121林班、124林班C小班、124林班D小班 (会見地区) 13林班、22林班、23林班	506.82

【別表 2】

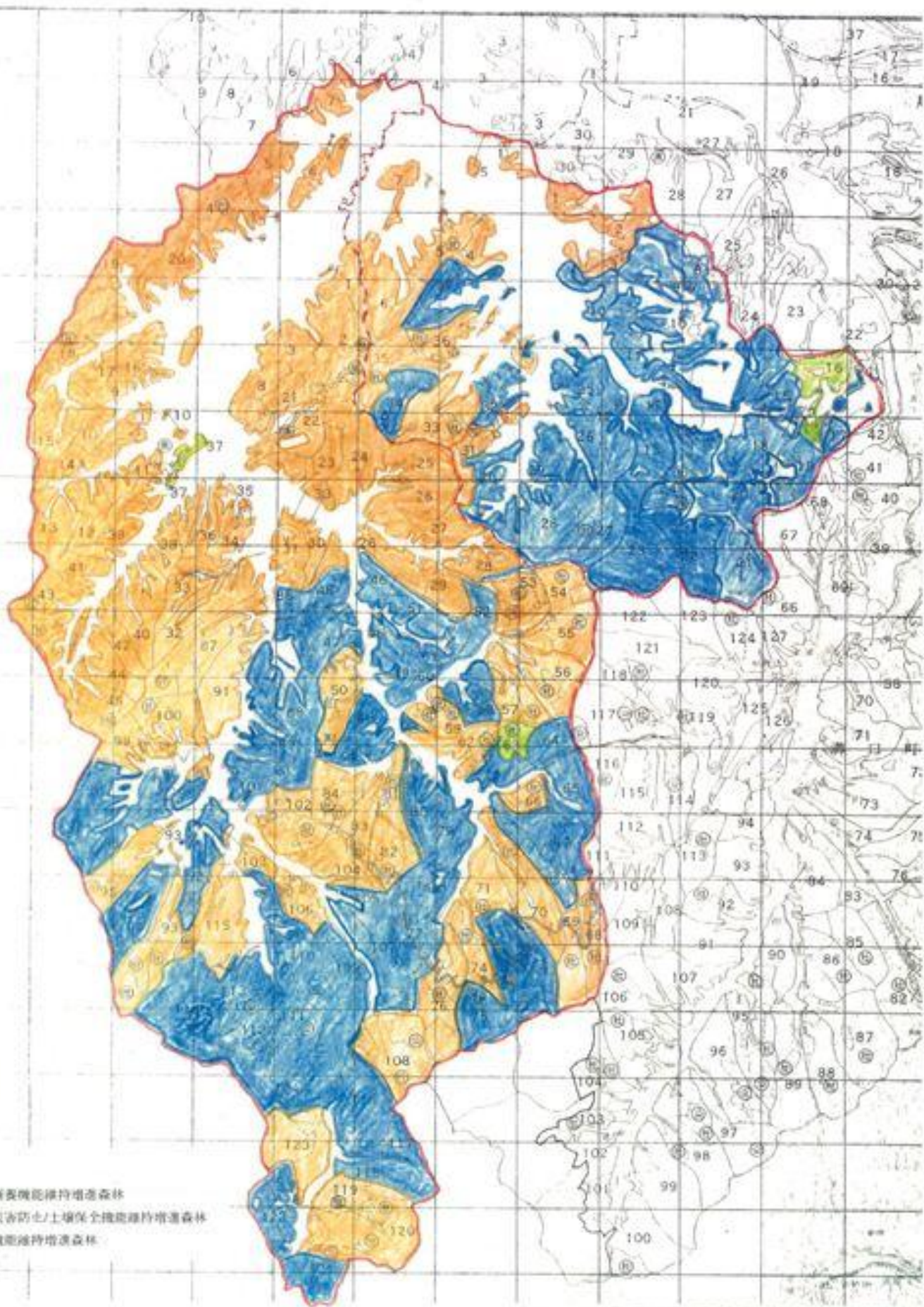
施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	(西伯地区) 46 林班、47 林班、48 林班 49 林班、51 林班、52 林班、58 林班、60 林班、61 林班、64 林班、65 林班、67 林班、72 林班、73 林班、75 林班、77 林班、78 林班、79 林班、80 林班、85 林班、86 林班、88 林班、89 林班、92 林班、94 林班、96 林班、97 林班、98 林班、101 林班、105 林班、107 林班、109 林班、110 林班、111 林班、112 林班、113 林班、114 林班、116 林班、117 林班、118 林班、121 林班、122 林班、124 林班 (会見地区) 8林班、9林班、10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22林班、23林班、25林班、26林班、28林班、29林班、30林班、32林班、34林班、	3,637.0	
長伐期施業を推進すべき森林	(西伯地区) 1林班、2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、8林班、9林班、10林班、11林班、12林班、13林班、14林班、15林班、16林班、17林班、18林班、19林班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、28林班、29林班、30林班、31林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、50林班、53林班、54林班、55林班、56林班、57林班、59林班、62林班、63林班、66林班、68林班、69林班、70林班、71林班、74林班、76林班、81林班、82林班、83林班、84林班、87林班、90林班、91林班、93林班、95林班、99林班、100林班、102林班、103林班、104林班、106林班、108林班、115林班、119林班、120林班、123林班 (会見地区) 1林班、2林班、3林班、4林班、5林班、6林班、7林班、16林班、24林班、27林班、31林班、33林班、35林班、36林班、37林班	4855.06	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		

森林法施行規則第33条第1号ロに規定する区域 区域図

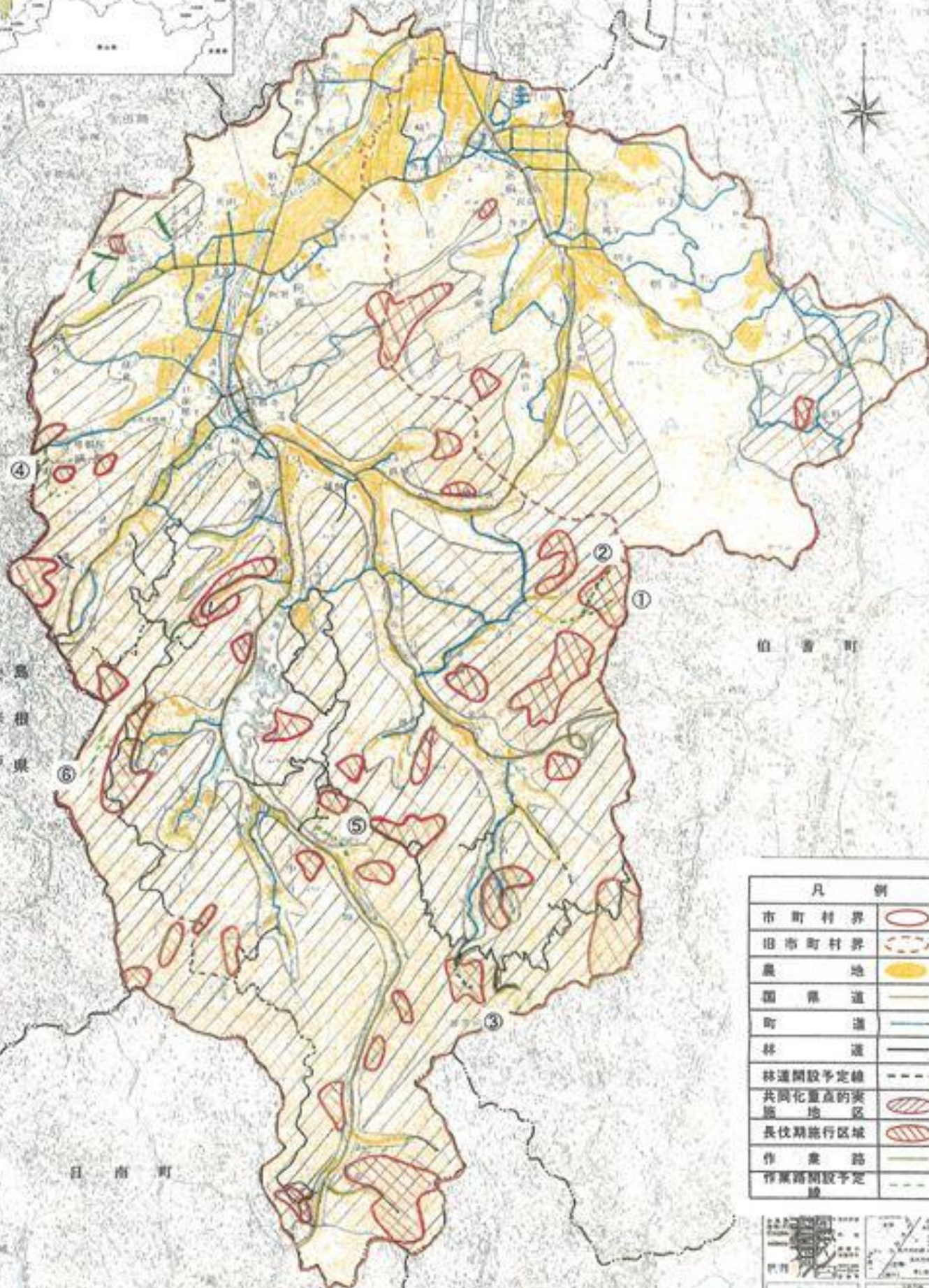


番号	区域名
①	福成、境、北方区域
②	清水川、阿賀、信、法勝寺区域
③	徳小路区域
④	与一谷、西、源区域
⑤	網野区域
⑥	馬場、徳長区域
⑦	鶴部、新竹区域
⑧	武保、瀧河内、伏拝区域
⑨	播磨、西佐良区域
⑩	八金区域
⑪	中区域
⑫	二所、常清区域
⑬	金山区域
⑭	下中谷区域
⑮	上中谷区域
⑯	大木屋区域
⑰	隈木、柳住区域
⑱	宮前、天馬、寺内、三崎区域
⑲	赤山、荻名、新金区域
⑳	高松、浅井区域
㉑	金野、井上、御内谷区域
㉒	赤野、鶴田区域

1:60000



南部町森林整備計画図



凡例	
市町村界	—○—
旧市町村界	- - - ○ - - -
農地	■
国道	—
町道	—
林道	—
林道開設予定線	- - -
共同化重点的実施地区	▨
長伐期施行区域	▨
作業路	—
作業路開設予定線	- - -



1:50,000